



地域社会を支える 市民後見人 市民の手による 後見活動



市民後見人について活動している2人に聞きました

● 市民後見人になるうと思ったきっかけ

「**杉本さん**」障がい福祉施設に勤務していて、勤務外でも人助けになることが何かしたいと思っていました。市民後見人のことを知り、チャレンジしようと思いました。

「**飯田さん**」誰かの役に立ちたいと思っていたときに、市民後見人の募集チラシを見て興味を持ち、応募しました。

● 市民後見人はどんなことをしますか

「**杉本さん**」週に1回、対象者のお宅を訪問して生活費を渡したり、介護サービスの支払いなどをしたりします。ほかにも、ゆっくり会話ができる時間を作っています。

「**飯田さん**」市や専門家と連携して対象者をサポートしています。対象者がよく行くお店とも連携して見守りをします。

● 活動の中で大切にしていることやこれまでしたことは

「**杉本さん**」「ヨコハマケーション」をしっかりと取つて、些細な変化を見逃さない

● これから市民後見人になりたい人へ
メッセージを

「**杉本さん**」市役所などと連携し、市民後見人の活動を周知していくたいです。

「**飯田さん**」現在、認知症の方の成年後見人をしているので、今年は顔と名前を覚えてもらえるようにがんばります。

市民後見人・成年後見制度啓発シンポジウム

市民 後見人活動が まるわかり

「市民後見人・成年後見制度啓発シンポジウム」が開かれます。第1部では神戸学院大学講師の香山芳範さんが「市民が市民を支えるネットワーク」と題して講演します。第2部では活動中の市民後見人の話も聞けます。

日 時	3月17日(月)13時30分～15時30分
会 場	宍粟防災センター
申込期限	3月14日
申込方法	専用フォーム・電話から申し込む、または所定の申込書を福祉相談課まで

福祉相談課 ☎63-3167

専用フォームは
コチラ



市の担当者からのメッセージ

「市民感覚・市民目線」 それが市民後見人の強み

年々、成年後見制度の利用を必要とする人は増えています。その様な中、市民目線で後見制度を支えてくれる市民後見人は貴重な存在です。宍粟の市民後見人の皆さんは身近な地域住民の立場で、対象者の考え方や気持ちを十分な時間かけて理解し、寄り添いながら後見活動を行っています。私たちは、このような市民後見人の活動をしっかりサポートし、また新たな市民後見人を養成し活動できるようになげていくことが役割だと感じています。



成年後見制度についてくわしくは
コチラ



成年後見人から選任される「市民後見人」がいます。「市民後見人」として選任される人は同の親族から選任される「親族後見人」や弁護士や司法書士、社会福祉士などの専門家から選任される「専門職後見人」のほか専門機関による養成講座を受講し、一定の知識や技術、姿勢を身につけた人から選任される「市民後見人」がいます。「市民後見人」として選任される人は同じ地域で暮らす住人です。

市民後見人になるには
市民後見人になるには（宍粟市市民後見人養成講座）（7月（翌2月・11回）の受講が必要です。この養成講座を受講するための事前説明会が5月29日に市役所北庁舎で開催されます。申し込みや養成講座についてくわしくは福祉相談課（☎63-3167）まで。

主な業務は財産管理や身上保護で、ひとりで決めることに不安のある対象者に代わって金銭を管理したり、介護福祉サービスの利用を支援したりします。活動は基本的に対象者が亡くなるまで続きます。対象者と同じ地域に住む「市民」としての特性を活かして丁寧にきめ細やかに対象者の生活を支援します。また、市民後見人の活動が円滑に進むよう、市や専門家（弁護士・司法書士・社会福祉士）が連携してサポートしています。

成年後見制度とは？

市民後見人の役割